

○法務省令第二十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）を実施するため、公証人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十二日

法務大臣 山下 貴司

公証人法施行規則の一部を改正する省令

公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>第十三条の四 公証人は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十三条及び第一百五十五条の規定による定款</p>	<p>「条を加える。」</p>

の認証を行う場合には、囑託人に、次の各号に掲げる事項を申告させるものとする。

一 法人の成立の時にその実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第四号に規定する者をいう。）となるべき者の氏名、住居及び生年月日

二 前号に規定する実質的支配者となるべき者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（次項において「暴力団員」という。）又は国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際

テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法
(平成二十六年法律第二百二十四号) 第三条第一
項の規定により公告されている者(現に同項に
規定する名簿に記載されている者に限る。)若
しくは同法第四条第一項の規定による指定を受
けている者(次項において「国際テロリスト」
という。)に該当するか否か

2

公証人は、前項の定款の認証を行う場合において
、同項第一号に規定する実質的支配者となるべき者
が、暴力団員又は国際テロリストに該当し、又は該
当するおそれがあると認めるときは、嘱託人又は当
該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせな
ければならない。

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十年十一月三十日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前にされた嘱託に係る会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十三条及び第一百五十五条の規定による定款の認証に関する手続については、なお従前の例による。